

富山県卓球協会表彰規程

- 第1条 この規程は、富山県卓球協会功労者賞及び最優秀選手賞・優秀選手賞の表彰について定める。
- 第2条 功労者賞は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対し、10年毎の周年事業の式典において表彰状及び記念品を授与する。
1. 県卓球界の振興に尽力しその功労が顕著なもの
 2. 県卓球協会のために永年尽力しその功労が顕著なもの
 3. 理事としての在任年数10年以上のもの
- 第3条 最優秀選手賞・優秀選手賞は、次の各号のいずれにも該当すると認められた本会登録のチーム及び選手に対し、毎年総会会場において盾及び表彰状を授与する。(詳細は別表の区分による)
1. 最優秀選手賞は、全国大会において入賞等を収めたもの
 2. 優秀選手賞は、全国大会等において入賞等又はブロック大会等で優勝を収めたもの
全国大会等及びブロック大会等とは、原則として県内予選会のある大会又は、出場枠がある大会で県代表として参加する権威のある大会であり、本会が認定する大会とする。
 3. 常にスポーツマンシップを堅持して試合時の態度はもちろん、その日常生活が社会の模範であること
- 第4条 表彰の公正を期するため、選考委員会を置く。委員は会長・副会長・理事長・副理事長とする。
- 第5条 別表に該当する成績を収めたときは、チーム代表者又は選手本人が選考委員に報告するものとする。報告が無い場合、選考対象から漏れて表彰されないこともある。
- 第6条 この規程により賞を授与されたもので、その体面を汚辱する行為のあったときは表彰を取り消すことがある。
- 第7条 この規程に定めるものの外、必要な事項は理事会において定める。

付 則 この規程は令和 3年 4月 1日より施行する。